

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第39号

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

新潟県と畜場法施行細則（昭和28年新潟県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
と畜場 番号	と 畜 場 名	所 在 地	と畜場 番号	と 畜 場 名	所 在 地
(略)			(略)		
4	長岡食肉センター	長岡市新開町3073 番地3	4	長岡市営食肉セン ター	長岡市新開町3073 番地3
			10	新潟県農業総合研 究所畜産研究セン ターと畜検査場	三条市大字棚鱗 178番地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。